

感染症の予防まん延防止のための指針

JA かみつが福祉センター

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

(1) 目的

本指針の目的は、上都賀農業協同組合が運営する介護保険事業所における感染症の予防及びまん延防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

本指針は、これらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

(2) 感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知症機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

介護保険事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、事業所全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

2. 感染対策委員会等について

感染症の予防と早期発見に加え、感染症が発生した場合は、そのまん延を各日に防止するため「感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員長の役割

委員長は管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。

(2) 開催頻度

委員会は利用者の状況などを事業所の状況に応じ、おおむね6カ月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催する。

(3) 他の会議との一体的な設置・運営

運営推進会議を活用し実施するなど、地域第三者の意見も取り入れ、効率的に運営する。

(4) ほかのサービス事業者との連携

他のサービス事業者(他の法人)と協力し、広範な視点での感染対策を検討することも可能

(5) 遠隔会議システムの利用

遠隔会議システムを買う用紙、他のサービス事業者(他の応身)と協力することで、広範な視点での感染対策を検討することも可能とする。

(6) 検討事項

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備に関すること
- ・感染防止のための職員研修の内容に関すること
- ・感染症について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(7) 委員会での検討結果

委員会での検討結果については、従業者に周知徹底を図る。

3. 職員への研修・訓練について

感染症の予防及びまん延防止のための職員への研修・訓練は、従業者に感染症防止に関する基本的な内容と適切な知識を普及・啓発することを目的とする。この研修・訓練は、感染症の予防方法、感染症の兆候の認識、適切な対応法に関する内容を含むものとする。

(1) 新規採用者及び定期的な研修・訓練の実施

研修は、新規採用時と年に2回以上実施する。

訓練は、年に2回以上実施する。

(2) 研修内容の記録

研修の実施内容、日時、参加者、参加報告などを記録する。

4. 平常時の対策

平常時における適切な対策の実施は、感染リスクの低減と健康な職場環境の維持に重要な役割を果たす。日常業務において以下の項目をあげる。

(1) 事業所内の衛生管理

事業所内での衛生管理として、定期的な清掃、消毒、換気などが含まれる。特に多くの人が触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは、消毒用液剤などを使用して頻繁に消毒を行うよう努める。

感染症発生時は、「介護現場における感染対策手引き（厚労省老健局）」を参考に、感染症ごとの消毒方法で対応する。

(2) ケアに係る感染対策

ケアに関わる業務では、手洗いや標準的な予防策の徹底が不可欠である。手洗いは、1ケアごと、血液、体液、分泌物、排せつ物に触れた後、グローブを脱いだ後に必ず行う。

感染症の有無に関わらず、湿性生体物質（嘔吐物等）に接する際には、感染の可能性を考慮して適切な保護具（グローブ、マスク、ガウン等）を使用する。これらの基本的な予防策は、日常のケア業務において感染リスクを低減するうえで非常に重要である。

5. 発生時の対策

感染症が発生した場合の迅速かつ効果的な対応は、その拡大を防ぎ、職員及び利用者の健康を保護するうえで重要であるので、「感染症発生時における業務継続計画」に基づき対応する。

(1) 発生状況の把握

感染症が発生した場合、まずはその発生状況を正確に把握する。これには、発生者数、感染者の症状、感染が疑われる日時と場所の特定が含まれる。

(2) 感染拡大を防ぐには、感染したと疑われる者の隔離、共用エリアの消毒、感染者の健康観察が必要である。感染が確認された場合、他者との接触を最小限におさえるための措置を速やかに実施する。

(3) 医療機関や保健所、市町村関係部署等の関係機関との連携

感染症の発生時には、地域の医療機関、保健所、市町村関係部署等といった関係機関との連携を行う。これには感染の報告、専門的な助言、対応策の協議が含まれる。

(4) 行政等への報告等

感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき、行政機関へ速やかに報告する。また、緊急連絡網の整備、職員や利用者等への情報提供も含まれる。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。

7. その他感染症対策の推進

当法人における感染症対策の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて管理者が選任担当者として責任をもつこととする。選任担当者は、感染症対策のためのすべての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員の研修、報告体制の整備、対応策の策定等など、感染症対策に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

附則 この指針は、令和6年3月1日より施行する。